

「札幌市菊水分庁舎で使用する電力」に関する質問及び回答

令和6年（2024年）3月21日

札幌市デジタル戦略推進局情報システム部

項番	質問内容	回答
1	<p>【電気・ガス価格激変緩和対策事業について】 現在、電気・ガス価格激変緩和対策措置が行われているかと存じますが、弊社ではご請求時に燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	承知いたしました。
2	<p>【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示願います。</p>	北海道電力ネットワーク株式会社です。
3	<p>【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ませんがご了承いただけますでしょうか。</p>	請求書の発行は札幌市長あての1枚のみで結構です。
4	<p>【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでし</p>	承知いたしました。

	<p>ようか。</p>	
5	<p>【計量日について】 現在の計量日をご教示願います。</p>	<p>毎月1日です。</p>
6	<p>【料金の算定期間について】 計量日が1日以外であって次年度も契約継続となった場合、年度月末に臨時清算をご希望の場合は、料金の算定期間は計量日から計量日の前日となるため(託送供給約款より)電力使用量の確定値が出ませんので、電力使用量は速報値での請求となります。ご了承いただけますでしょうか。 また、臨時清算のご希望のない場合は、料金の算定期間は計量日から計量日の前日の年度をまたぐ形となります。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>年度月末の臨時清算を希望いたします。 また、電力使用量が速報値での請求となることについて承知いたしました。</p>
7	<p>【契約電力について】 現在の契約電力をご教示願います。 また現在の契約電力が500kW以上で、仕様書との契約電力が異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)</p>	<p>379kWです。</p>
8	<p>【燃料費等調整額について】 仕様書2(8)アにて「その他の要因による電気料金の調整については、北海道管内のみなし小売事業者が定める</p>	<p>前者のとおりです(契約書(案)の別紙「単価一覧」の注3にその旨記載しております)。</p>

	<p>供給条件（適用期間を含む）による」との記載がございますが、燃料費等調整額はみなし小売電気事業者（北海道電力株式会社様）が定める電気標準約款（高圧）に準ずるという意味合いでお間違いないでしょうか。</p> <p>あるいは、イの「契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうちこれを定める」に記載の一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社様）の定める最終保障供給約款に準ずるという条件でしょうか。</p> <p>どちらでお考えかご教示願います。</p>	
9	<p>【燃料費等調整単価の適用月について】</p> <p>※8 にて一般送配電事業者と回答の場合にのみご回答願います。</p> <p>請求書に記載のご利用月に該当する月の燃料費（等）調整単価（一般送配電事業者公表）を適用としますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	—
10	<p>【料金の請求について】</p> <p>契約書第 11 条にて、</p> <p>「受注者は、第 9 条第 1 項の規定による検査合格後に請求書を送付する」旨の記述がございますが、弊社では通知書の発行は行わず、請求書にご利用の内訳が記載されております。</p>	<p>計量結果の報告について、貴社のお取扱いで問題ありません。</p> <p>検査合格後の日付にて請求書の再発行ができないことについて、承知いたしました。</p>

	<p>文面： 計量⇒検査⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付</p> <p>文面をご変更いただく必要はございませんが、弊社では計量結果の報告を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりません。</p> <p>また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますがご了承いただけますでしょうか。</p>	
11	<p>【契約保証金の免除について】</p> <p>札幌市契約規則第 25 条(3)に記載の条件について下記事項にご回答願います。</p> <p>① 「過去2年間」とはいつ時点から起算した期間でしょうか。また、その期間内に契約終了日が含まれていれば良いのでしょうか。</p> <p>② 「本市その他の官公庁」に札幌市以外の都道府県も対象となりますか。また、独立行政法人は含まれますか。</p> <p>③ 「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とはどのような情報を基準として判断されますか。</p> <p>④ 免除のための資料として契約書の写しのほかに必要な提出書類はございますでしょうか。また当該提出書類の提出タイミングは落札後でお間違いないでしょうか。</p>	<p>① 入札日から起算した期間とし、その期間内に契約終了日が含まれていれば可といたします。</p> <p>② 札幌市以外の国の機関、都道府県、市区町村も対象となりますが、独立行政法人は官公庁ではないため対象外です。</p> <p>③ 予定契約電力、予定使用電力量等から判断いたします。</p> <p>④ 契約書の内容に不備がない限り、契約書の写しのみで結構です。提出のタイミングは落札後となりますが、提出が必要な場合は本市からご連絡いたします。</p>

12	<p>第5条（権利義務の譲渡等）記文言の追記をお願いできますでしょうか。</p> <p>ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。</p>	<p>告示時に示した契約約款の条文を変更することはできません。</p>
13	<p>第9条（計量及び検査）第11条（電気料金の算定及び支払）</p> <p>計量日時は発注者と受注者の協議により定めるとの記載ですが、現状既に計量日時は決まっております受注者はそのまま引き継ぐこととなります。現状計量日は1日でしょうか。</p> <p>記載では「検査に合格した後、請求」となっておりますが、</p> <p>実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。</p> <p>文面： 計量⇒検査⇒合格⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付</p> <p>特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。</p>	<p>現状の計量日は毎月1日です。</p> <p>計量結果の報告について、貴社のお取扱いで問題ございません。</p> <p>検査合格後の日付にて請求書の再発行ができないことについて、承知いたしました。</p>

	<p>また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p>	
14	<p>第〇条（違約金・・・） 発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項を追加をお願いできますでしょうか。 『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、単価一覧に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、単価一覧に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	<p>告示時に示した契約約款の条文を変更することはできません。</p>
15	<p>第21条（雑則） 2項 定めのない事項につき協議を行う際に 『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。</p>	<p>告示時に示した契約約款の条文を変更することはできません。</p>
16	<p>契約保証金の免除申請の際に求められているのは、契約書の写しでしょうか。 履行証明書でも可能でしょうか。</p>	<p>契約書の写しを提出してください。</p>
17	<p>弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完</p>	<p>問題ありません。</p>

	<p>全電子化へ移行いたしました。</p> <p>お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。</p> <p>また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いいたします。</p>	
18	<p>契約期間中に、旧一般電気事業者が値上げをした場合、契約単価見直しについて協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約約款第12条に基づき協議する場合があります。</p>
19	<p>契約に至った場合は、旧一般電気事業者（北海道電力株式会社）が2024年4月から改定する燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきたいのがご承諾いただけますでしょうか。</p> <p>※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。</p> <p>※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、（〇．〇円）を固定するお願いではありません。</p>	<p>契約書（案）の別紙「単価一覧」の注3に記載のとおり、みなし小売電気事業者の用いる方法を準用しております。ただし、みなし小売電気事業者の用いる算定方法が変更される場合は、契約約款第12条に基づき協議することができます。</p>